

時 期	応急段階
区 分	被害状況の把握と二次災害の防止
分 野	観光施設等の被害状況把握
検 証 項 目	観光施設等の被害状況調査

根拠法令・事務区分	文化財保護法、激甚災害法
執 行 主 体	国、県（自主事業）、市町（自主事業） 施設所有者
財 源	文化財等の指定のある建造物については国庫補助あり ・国指定文化財 1 / 2 以上、県指定文化財 1 / 3 (阪神・淡路大震災では国指定文化財で補助率を原則20%嵩上げ) 文化財修理費助成事業補助、歴史的建造物等修理費補助(阪神・淡路大震災復興基金) ・所有者負担額の 1 / 2
概 要	<p>阪神・淡路大震災では、多くの歴史的建造物等の観光施設が震災による被害を受けた。指定文化財については国及び地方公共団体により、被害状況調査が実施されたが、北野異人館などの歴史的建造物の復旧支援については、公的な助成などの対象外であることもあり、財団法人神戸国際観光協会が復興支援事業から復旧経費の一部の助成を受けながら、神戸の景観・観光施設の復活を図ることとした。また、その他の未指定文化財については、指定文化財のような保護・支援がないことから、兵庫県教育委員会と文化庁が協議の上、文化庁から日本建築学会に調査を依頼し、学会等によって被害状況調査が実施された。</p> <p>兵庫県や神戸市は、宿泊施設の被害状況や交通施設の復旧状況を継続的に調査し、定期的に(概ね月2~4回)その状況を発信した。また、(財)神戸国際観光協会などでも、宿泊施設の被害状況の調査を行った。</p> <p>神戸市においては、阪神・淡路大震災の教訓や平成9年の文化財保護法の改正など時代の変化に対応した文化財保護施策の必要性とともに神戸市独自で特色のある神戸らしい文化財を保護するため、平成9年3月に「神戸市文化財の保護及び文化財等を巻き巻く文化環境の保全に関する条例」を制定した。また、同条例に基づき172件を文化財に指定した。</p> <p>京都市においては、阪神・淡路大震災や、その後の同市における文化財火災の教訓を踏まえ、市内の社寺や文化財関係者、近隣住民が消防隊到着までの初期消火や文化財搬出に当たる「文化財市民レスキュー」制度を平成12年に創設した。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>運輸省(当時)は、観光施設の復旧・復興に際して、以下の対策協議会・委員会を設置した。[『運輸白書(平成7年)』運輸省,p61-62]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル・旅館等復興対策協議会：被災地域におけるホテル・旅館等の早期の営業再開や、利用の促進を図るための課題・方策を検討する協議会を設置した。協議会では、宿泊施設や観光施設の復旧状況等の情報提供体制を確立したほか、各種会議の誘致等の利用促進方策を策定し、その具体化を図った。</li> <li>・総合的観光復興計画のあり方に関する調査委員会：この地域の観光資源や観光施設の被災状況、復旧見通しを把握するとともに、総合的な観光復興計画のあり方を検討するための調査委員会を設置し、調査・検討を行った。</li> </ul> <p>平成7年8月、「阪神・淡路大震災芸術文化被害状況調査研究プロジェクト委員会」により、国・県指定の文化財被害の状況の調査が行われた。[『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会,p464]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>《文化財等の被害状況調査》</p>

	<p>1月19日、文化庁担当官（建造物課等）及び近畿2府3県の専門職員の協力を得て、市町の職員と共に、国・県指定文化財（建造物・史跡名勝天然記念物・重要伝統的建造物群保存地区）等について被害状況調査を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p284] ID048文化財等の被害状況調査を参照</p> <p>県立明石公園の石垣の復旧については、石垣が歴史的価値を持つものであることから、石垣の歴史、構造等の専門家による指導委員会を設け、復旧の範囲、復旧工法の検討を行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p152] ID109公園・緑地を参照</p> <p>《国内旅行業者の被害状況調査》 1月22日、国内旅行業者40数社の状況が判明しないため、調査を行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p190]</p> <p>《観光情報の発信》 平成7年3月1日～8月、震災被害の把握し、この状況をひょうご観光情報（復旧速報版）として発信した。[『阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 第10巻 交通施設と農業施設の被害と復旧』,p301 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光情報には、ホテル、旅館、交通アクセスの復旧状況を掲載した。</li> <li>・月2回1万部発行し、関係機関に配布した。</li> </ul> <p>「観光ひょうご復興キャンペーン推進協議会」が7月に設置され、観光情報の発信を開始。</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>《文化財等の被害状況調査》 文化財として指定されている建造物等[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p284]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害状況調査の結果、国指定文化財は指定物件546件のうち45件、県指定文化財は717件（指定解除3件を含む）のうち54件が被害を受けていたことが判明した。震災による被害を受けた文化財は、建造物に多かった。例えば、神戸市においては太山寺を始めとする中世からの社寺建築物群、酒どころとして世界に知られる「灘五郷」の酒蔵群、慶応3年の神戸開港とともに建設された「旧神戸居留地十五番館」、異人館の並ぶ重要伝統的建造物群保存地区の「神戸市北野町山本通」、大正時代から昭和初期にかけての神戸・阪神間の近代住宅群などが被害を受けた。</li> <li>・震災当時に県指定重要文化財であった山邑家住宅、山邑酒造株式会社酒蔵、旧辰馬喜十郎店・酒蔵については、生き埋め者の緊急救出等に伴い滅失したことから、文化財の指定を解除した。</li> </ul> <p>ID048文化財等の被害状況調査を参照</p>
市町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>神戸市は、宿泊施設・観光施設等の営業状況を調査し、3月15日から毎週（6月以降は月2回）全国の旅行代理店、マスコミ、観光案内所、行政機関など約400箇所にその情報を発信した。[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録 1995年 - 』神戸市,p445]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>《観光施設等の営業状況調査》 （財）神戸国際観光協会においては、神戸市内の主要な観光施設等138施設の営業状況について1月23日に調査し、その後も継続的に調査した。 （財）神戸国際観光協会においては、復興支援事業から復旧経費の一部の助成を受けながら、神戸の景観・観光施設の修繕等を支援した。 （社）日本観光協会は、平成7年8月、「大震災を受けた地域の観光復興についての調査研究」を実施し、神戸・淡路地域の観光イメージについて把握した。[『阪神・淡路大震災復興誌（第1巻）』兵庫県・（財）21世紀ひょうご創造協会,p469-472]</p> <p>《学会等による景観被害調査》</p>

	<p>建築学会は、1995年2月～1998年5月まで、半年ごとに長田港から板宿・禅昌寺に至る東西650m、南北3,300mの景観被害及び復興実態定点観測を実施した。[ 阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』,p350-354 ]</p> <p>建築学会は、1995年5月から6月、神戸市の東灘区、灘区の山手住宅地と北野地区、須磨地区や塩屋地区等の神戸市西部の住宅地を対象に、主に敷地境界領域の景観形成要素である塀・生け垣・擁壁の種別・形状・素材について、現地調査を行った。[ 阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』,p374-378 ]</p> <p>建築学会は、歴史的風景の被災状況を把握するために、異人館を中心とした北野・山本地区、旧居留地である居留地・栄町通を調査した。[ 阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』p382-389 ]</p> <p>神戸大学は、2月2日～3日に灘酒造地区を踏査し、酒造建築の被害状況を把握した。また、2月6日には、その被害状況の報告を作成し、兵庫県及び神戸市の文化財課に送付した。[ 阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』,p389-395 ]</p> <p>震災復興・実態調査ネットワークは、再建が進む被災市街地の景観についての実態調査を実施し、その結果を『景観・空地調査報告書 - 新しい町並みの兆しを発見する - 』として取りまとめた。[ 『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p474-478 ]</p> <p>ID051景勝地等の被害状況調査を参照。</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果</p>	
<p>国</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>文化財保護法の改正（平成8年6月）[ 『平成9年版我が国の文教施策』文部省 ] [ 『文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について』（庁保伝143号・平成8年8月30日） ]</p> <p>・文化財保護法を平成8年6月に改正し、主として下記の点について制度的充実を図った。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財登録制度の導入</li> <li>2 指定都市等への権限の委任及び市町付の役割の明確化</li> <li>3 重要文化財等の活用の促進</li> </ol> <p>また、この改正に伴い、次のとおり文部省令の制定等が行われた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則 （平成8年文部省令第29号。同年8月30日公布、同年10月1日施行）</li> <li>2 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則の一部を改正する省令 （平成8年文部省令第30号。同年8月30日公布、同年10月1日施行）</li> <li>3 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開の申出及び費用負担に関する規則の一部を改正する省令 （平成8年文部省令第31号。同年8月30日公布、同年10月1日施行）</li> <li>4 登録有形文化財登録基準 （平成8年文部省告示第152号。同年8月30日告示）</li> </ol> </div> <p>「ID138文化財等」を参照</p> <p>文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針（平成8年1月）[ 『文化財建造物等の地震時における安全性の確保について（通知）』（庁保建第41号） ]</p> <p>・阪神・淡路大震災による文化財建造物等の被害の実情に鑑み、文化庁文化財保護部では、学識経験者から成る「文化財建造物等の耐震性能の向上に関する調査研究協力者会議」を組織するとともに、対策を検討し、その結果を踏まえ、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」を作成、全国の都道府県教育委員会に通知した（平成8年1月17日通知）。</p> <p>「ID138文化財等」を参照</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>「産業復興計画」の中で、集客型産業の振興による観光復興を目標に掲げ、観光復興キャンペーンの実施、国際コンベンションの誘致・開催、観光文化資源の再生、神戸国際会館の早期再建等11の戦略を取り上げる。</p> <p>ヘリテージマネージャー養成事業 ひょうごヘリテージ情報バンク事業</p>

	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 平成9年3月には、主要観光施設は96%、宿泊営業施設は93%が営業を再開。神戸国際会館は平成7年12月にハーバーランドに仮設ホールが完成、元の場所での全面開業は平成11年5月。 ヘリテージマネージャーは82名となり、登録文化財の約8割はヘリテージマネージャーが調査。</p>
市 町	<p>神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月） ・神戸市は、阪神・淡路大震災の教訓や文化財保護法の改正など時代の変化に対応した文化財保護施策の必要性とともに神戸市独自で特色のある神戸らしい文化財を保護するため、平成9年3月に「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」を制定した。[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書』神戸市,p103] ID048文化財等の被害状況調査を参照</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例に基づき、172件の文化財の指定等がなされている。[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書』神戸市,p103]</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 京都市文化財市民レスキュー（平成12年） [京都市消防局ホームページ（<a href="http://www.city.kyoto.jp/shobo/bunkashimin/bunkamain.html">http://www.city.kyoto.jp/shobo/bunkashimin/bunkamain.html</a>）] ・京都市消防局は市内の社寺や文化財関係者、近隣住民に文化財を守るレスキュー体制の設立を呼びかけ、市消防局の呼びかけに応じて、左京区花背の大非山峰定寺と門前事業所、花背学区自主防災会は、「文化財市民レスキュー」を発足させた。 ・文化財市民レスキューは、防火活動に協力すると共に、火災発生時には消防隊到着までの初期消火や文化財搬出に当たる。 ・また、文化財市民レスキューの整備に先立ち、「文化財保護の基本は火災対策」として、全国で唯一、消防局予防部に「文化財係」を設置した。 ID048文化財等の被害状況調査を参照</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 京都市文化財市民レスキュー [京都市消防局ホームページ（<a href="http://www.city.kyoto.jp/shobo/bunkashimin/bunkamain.html">http://www.city.kyoto.jp/shobo/bunkashimin/bunkamain.html</a>）] ・平成16年2月までに、200近い文化財市民レスキューが結成されている。</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p> <p>（異人館と呼べる施設であっても）伝建地区の区域に含まれていないか、含まれていても比較的建築年代が新しいことから、伝統的建造物に指定されていなかったものは解体された。（阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』） （旧居留地・栄町通に）集積されていた近代の歴史的建造物は、日本国内を見ても超一流のものであったが、それらは国指定の重要文化財の旧居留地十五番館を除いて、すべて未指定の建物であり、震災前からなかなか取り壊しに歯止めがきかない状態であった。旧居留地内は市条例によって景観形成地域に指定されているが、歴史的建造物の保存を個々に義務づけるほどの効力はもっていない。結果としてこの地区の動静は、ある程度の行政的な指導の及ぶ範囲での選択肢として、外壁保存、超高層建物の上積みという方法が選ばれてきたように思われる。（阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』） 京都や奈良のお寺や神社はどこも通常火災への対応で精一杯だ。例えば京都で最古の千本釈迦堂（国宝）最近、巨費を投じ水砲銃など防災設備を一新、貯水槽も200トンに拡充したが、「負担が重く、自力防災の限界を感じた」とお寺の住職さん。土岐教授らが構想する地域ぐるみの地震対応（貯水能力1万トン）となると、手が届かない。「境内から出た火災被害への助成対応が中心。大規模災害は想定外」。文化庁の見解も腰が引ける。それに、いざ地震災害が発生すれば、人命救助が最優先される。京都市は、200近い文化財市民レスキュー隊をつくったが、「それも救援は隊員の市民に余裕があればこそ」と市消防局幹部は言い切る。だからこそ、防災の新しい発想や仕組みが必要だと、小松さんらは文化財防災の重要性を説く。最大のポイントは河川や地下水など自然資源の活用だ。地震によるライフラインのマヒは現代技術の限界を示す。こうした反省に立ち、京都をフィールドワークして新しい防災モデルづくりを目指す文化財防災研究の意義は大きい。便利社会に押され、都心の河川に覆いをして暗渠（あんきょ）にした愚策は無数にある。利用されない地下水も例外ではない。研究プロジェクトはこうした近代都市政策を見直し、都市に水辺空間を取り戻す新たな</p>	

論拠と市民の防災意識を育むモチベーションになる。(『KIPPO NEWS (Vol.10 No.461)』  
[http://www.kippo.or.jp/index\\_j.asp](http://www.kippo.or.jp/index_j.asp))

#### 課題の整理

#### 今後の考え方など

有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定しその保護を図っているが、国民の貴重な財産である文化財建造物を幅広く後世に引き継いでいくために、平成8年に文化財保護法を改正し、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じて所有者の自主的な保護を期待する文化財登録制度を導入、文化財保護制度の充実を図っている。(文部科学省)

復興10年総括検証においても文化財防災意識の啓発及び被害軽減システムの構築についての提言がなされている。(兵庫県)

○今後は、災害時における観光施設の被災状況を的確に把握するため、行政と事業者間の協力体制、連絡体制の整備が不可欠である。(神戸市)